

検討項目についての座長案に対する各会派の意見

I 政務活動費の透明性の向上

|                                      | 座長案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ   | 民主党   | 公明党   | 日本共産党   |
|--------------------------------------|--|---|---|---|---|---|
| 1 政務活動費の透明性の向上と県民への積極的な広報            |  |   |   |   |   |   |
| (1) 学識経験者等による第三者機関の設置                | <ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費のさらなる透明性の確保を図るために、政務活動費の交付に関する審査にあたって、専門家による指導・助言を受けるとともに、専門家との意見交換により積極的な政務活動の実施に寄与することから、学識経験者等による第三者機関を設置する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(第三者機関は、5人程度とすること。)</li> </ul>         |
| (2) 領収書を添付した収支状況報告書(仮称)の四半期又は半期ごとの提出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局における政務活動費の交付に関する審査業務がより効率的かつ丁寧な審査が行えるとともに、政務活動費の年間を通じた計画的な執行を図る観点から収支状況報告書(仮称)を四半期ごとに提出することとする。</li> <li>なお、政務活動費の充当期等の取扱いは従前のとおりとし、収支状況報告書(仮称)の提出後も変更が可能とする。最終的には年度末の収支報告書の提出をもって政務活動費の額が確定する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり。ただし、選挙の年は、特例として、3回(7月、1月、4月)とする。</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                                 |
| (3) 政務活動の成果の公表                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>政務活動費の内容を県民に良く理解していただくために、政務活動費を充当した政務活動について、議会ホームページ等を活用してその成果を積極的に公表する。</li> <li>※政務活動の成果<br/>政務活動費を活用して調査した結果や調査に基づいて政策条例の制定に至った事例、議会の質疑等につなげた事例など(県外及び海外調査を含む。)</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(1泊以上の調査を行った場合は、国内外を問わず、その内容と成果をホームページに公開する。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(ホームページ等の活用・公表は、どのように行うのか。)</li> </ul> |

II 議会審議・委員会審査の充実

| 項 目                               | 座 長 案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ  | 民 主 党   | 公 明 党  | 日本共産党  |
|-----------------------------------|--|---|--|---|--|--|
| 1 通年会期制度の導入                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>通年会期制度は、当面導入しない。今後の検討課題とし、他県の動向を注視していく。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度導入後、議員の地域活動への制約、執行部の負担増などの理由で廃止した県があること。</li> <li>また、他県において、議案審査を行う会議開催時期は、従前の4会期制採用時と概ね同様の運用であり、実態はほぼ変わらない状況である。</li> </ul> </div>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(検討することはよい。)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>他県の状況を精査する。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  |
| 2 本会議における分割質問方式の検証                | <ul style="list-style-type: none"> <li>分割質問方式が主眼とする、論点を明確にし、議論を深める利点を生かし、より一層充実したものとするため、一部に、再質問ありきとも見受けられる質問があるとの指摘がされていることを踏まえ、平成24年の議会運営委員会で確認した下記事項について、各党派等において、改めて徹底することとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【H24確認事項】</b></p> <p>再質問は、質問・質疑に対する答弁が不十分、不明確な場合や、答弁の内容に疑問がある場合に、その答弁内容を前提に行うものであり、あらかじめ再質問することを想定して最初の質問を不十分な形で行うことは適当ではない。</p> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>分割質問方式の場合は、同僚議員の陪席を認め、答弁内容を検討し、再質問に対応する。</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  |
| 3 年間一般質問者枠の拡大及び一般質問日の開議時刻         | <ul style="list-style-type: none"> <li>議員の発言機会の充実を図るため、第2回及び第4回定例会の一般質問の日数を各2日間から各3日間に増やし、年間一般質問者数を40人から42人に拡大する。また、一般質問の会派別配分に際しては、少数会派に配慮することとする。</li> <li>併せて、定例会の一般質問日の開議時刻を午後1時に統一する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村議会と同様、毎回の議会で行えるようにすべきである。<br/>(座長案の42人としても、年度内に19人は一般質問ができない(議長・副議長を除く。))</li> </ul> |
| 4 委員会におけるIT機器の使用                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会における審査の充実を図るため、これまで認めてきたパソコン、タブレットに加え、スマートフォンの使用を認めるとともに、委員会の審査に関連する目的に限り、インターネット接続を認める。</li> <li>ただし、本会議においては、引き続きIT機器の使用を認めないものとする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット接続を認めると、委員が委員会審査とは関係のない画面を見ている野放しになるおそれがあるため、委員長が毎回、IT機器の使用に関する留意事項を各委員に徹底するなど、適切な運用に努める必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> <li>委員会室にWi-Fiの設置、委員席に機器用電源を設置する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン、タブレットのみでよい。<br/>(スマートフォンを求める声があるのか。)</li> </ul>                                    |
| 5 県議会への県民参加<br>(I) 委員会における県民意見の把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民の意見を聴取する機会の一層の充実を図るため、常任委員会で実施している県内調査に併せて、各委員会とも年1回程度、地域の代表や関係団体の役員等との意見交換を行う機会を設けることとする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(地域団体、各所団体等との意見交換を行うことは、有意義である。)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  |

| 項 目              | 座 長 案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ   | 民 主 党   | 公 明 党  | 日本共産党  |
|------------------|--|---|---|---|--|--|
| (2) 請願者の説明機会の確保  | <ul style="list-style-type: none"> <li>従来どおり、必要に応じて委員会が判断する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の参考人制度において、委員会が必要と認めた場合には、請願者から説明を求めることは可能であり、請願内容等に応じて、説明聴取の有無を決定することが適当と考えられるため</li> </ul> </div>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第2回定例会の議会運営委員会で日本共産党の委員が求めたとおり、他の県議会でも認められている。</li> <li>茨城県議会委員会条例第25条において、意見を述べることができるとあるが、現在の県議会の日程では、物理的に無理ではないか。</li> </ul> |
| (3) 委員会の公開       | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に開かれた県議会の実現のため、本会議と同様に委員会も原則公開とし、傍聴手続は、従来の委員長の許可制を廃止し、受付のみで傍聴できることとする。</li> <li>併せて、議会運営委員会の一般傍聴を認めることとする。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の一般傍聴の許可制を廃止する。</li> <li>常任委員会の傍聴席を拡充する。</li> <li>議会運営委員会の一般傍聴は、従来どおりとする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  |
| 6 決算特別委員会のあり方の検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>決算認定にあわせて政策評価を行ってはどうかとの意見があるが、下記の理由により、決算特別委員会では政策評価を行わない。なお、必要に応じて、今後の予算執行に際し改善すべき事項を委員長報告に付すこととする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>決算特別委員会は、地方自治法の規定により、決算を認定するために設置しているものであること。</li> <li>本県執行部では、平成9年に行財政改革調査特別委員会から「各部局自らの評価だけでなく、事業の効果・効率性を客観的に評価するシステムをつくる必要がある」との提言を受け、外部の専門家による委員会を活用した政策評価を実施し、政策形成や予算編成に反映させていること。</li> <li>政策評価の実施には、詳細な専門的知識が必要となるとともに、作業量が膨大となることもあり、他の都道府県においても実施している事例はないこと。</li> </ul> </div> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門家による政策評価結果を決算特別委員会の資料として配布する。</li> </ul>  |

Ⅲ 議会広報・情報提供の充実

| 項 目                         | 座 長 案   | いばらき自民党   | 自民県政クラブ   | 民 主 党  | 公 明 党   | 日本共産党   |
|-----------------------------|---|---|---|--|---|---|
| 1 議会ホームページの充実               |   |   |   |  |   |   |
| (1) 掲載内容の充実                 |   |   |   |  |   |   |
| ア 会議録                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>県民に委員会審査の内容を広く知ってもらうため、全ての調査特別委員会や議会運営委員会の委員会記録もホームページに掲載する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |
| イ 議長交際費                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>議長交際費の支出の透明性を高めるため、ホームページに掲載する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |
| ウ 議案に対する採決態度                | <ul style="list-style-type: none"> <li>本県議会が会派制をとっており、会派ごとの採決態度を議会運営委員会で確認していることから、従来どおり会派ごとの採決態度をホームページに掲載する。</li> <li>議員の採決態度が会派と異なる場合は、会派又は議員からの申出により、その旨を特記事項として付記する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |
| エ 議会中継                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会等の中継を配信するためには、多額の経費を要することから、実施については、中長期的な課題とする。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>常任委員会の配信の実施に向けて検討すべきである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |
| (2) スマートフォン等への対応            | <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの県民に閲覧してもらうため、スマートフォン等でも見やすくなるよう、ホームページの主な画面はレスポンス・ウェブデザイン（画面の大きさに合わせた表示に自動的に切り替わること）にする。</li> <li>スマートフォン等に対応した会議等中継については、本会議、予算特別委員会のライブ中継はいばきらTVで視聴できることから、実施については、中長期的な課題とする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施に向けて検討されたい。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォン等でも見やすくなるよう、ホームページの主な画面はレスポンス・ウェブデザインにする。（座長案のとおり）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |
| 2 若者の政治離れ・選挙権年齢下げへの対応       |   |   |   |  |   |   |
| (1) 県内大学・短大・高校への「県議会だより」の配布 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県内大学・短大・高校への「県議会だより」の配布については、直ぐに実施できることから、できるだけ早く実施する。<br/>(8/3の推進会議で改革の先行事例として了解済で、既に実施)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> |

| 項 目                   | 座 長 案  | いばらき自民党  | 自民県政クラブ   | 民 主 党   | 公 明 党  | 日本共産党  |
|-----------------------|--|--|---|---|--|--|
| (2) 生徒の議会傍聴の受け入れ促進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙権年齢の引下げに伴い、生徒の議会への関心を高めるため、本会議や委員会における生徒・学生等の議会傍聴を定期的に受け入れる。</li> <li>なお、関係機関に対し、生徒・学生等の議会傍聴について積極的に働きかける。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>選挙権年齢の引下げ等に伴い、教育庁に、教育の一環として各高校が県議会傍聴に取り組むよう指導することを強く働きかけていただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                    |
| <b>3 広報機能の充実・見直し</b>  |  |  |   |   |  |  |
| (1) 「県議会だより」の広報レベルの維持 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県議会だよりは、本県議会の活動を県民に知らせるための最も重要な手段であることから、掲載内容の精査（当初予算関係紙面については削除）や予算の確保を図りながら、現在の広報レベルを維持する。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                    |
| (2) ラジオ広報の見直し         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオ広報により、年2回行われている会派座談会は、インターネット環境の進展等を踏まえ、1回はいばキラTVなどを活用した広報に切り替える。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域FMの活用を検討すべきである。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>（各議会終了後に、いばキラTVで会派代表座談会を開催する。）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                    |
| <b>4 その他</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>昨今の厳しい県の財政状況から、我々議員も自ら、定数削減や議員報酬の10万円削減を行い、率先して経費節減に努めてきたところである。そのような中で、議会関係経費も毎年、厳しいシーリングの対象とされている。そのため、このままでは、我々の議会活動にも支障を来すおそれがある。ついては、今回の答申に基づき、新たな経費が生じるものについては、既存予算内での対応ではなく、新たな予算措置を講じるよう、議長から（知事）財政当局へ強く申し入れていただくことを、この答申に付け加える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>（適切な議会経費を求める。）</li> </ul> |

IV その他

| 項 目                      | 座 長 案  | いばらき自民党  | 自民県政クラブ   | 民 主 党   | 公 明 党   | 日本共産党   |
|--------------------------|--|--|---|---|---|---|
| 1 議会事務局の機能強化<br>(人材育成分野) | <ul style="list-style-type: none"> <li>議会の政策立案機能や監視機能等の強化を図るためには、議会事務局の機能強化が重要である。については、議会事務局の機能強化のため、職員定数の削減対象から議会事務局を除外するとともに、定期人事異動にあたっては専門職員の配置、異動ローテーション（経験者の配置や在職期間を長くするなど）等について十分な配慮がなされるよう、執行部へ申し入れていただくことを、この答申に付け加える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>二元代表制の下、議会が執行部と同等の力を発揮していくためには、人材と予算の充実が不可欠である。このため、議会事務局における優秀な職員及び人員の確保並びに事務局予算の確保を執行部へ強く要望していただきたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>座長案のとおり<br/>(議会事務局に限らず、職員の削減は行うべきではない。)</li> </ul> |

V その他委員からの提案

| 項 目                                  | 座 長 案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ   | 民 主 党     | 公 明 党                 | 日本共産党   |
|--------------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------------------|---|
| 1 定例会における常任委員会前の休<br>会日の設定<br>(先崎委員) | ・ 常任委員会の審査を充実するため、定例会の会期日程の組み方を改め、常任委員会前に休会日を設定することとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり             | ・ 座長案のとおり   |
| 2 出前委員会の開催<br>(先崎委員)                 | ・ 本県議会では議事堂以外の場所で委員会を開催した事例はないが、遠方のため県議会の傍聴が困難な県民もいると考えられることから、県議会を理解していただくため、年1回程度、常任委員会の閉会中委員会を議事堂以外の場所で開催することとする。   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 従来どおり<br>(必要と思わない。) | ・ 座長案のとおり   |
| 3 人事案件の開会日提案<br>(先崎委員)               | ・ 人事案件については、十分な審議ができるように、可能な限り提案時期を早めるとともに、適性等の判断が適切にできるように、提案理由等の充実(本会議出席説明者については丁寧な対応)を執行部に要請することとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 従来どおり               | ・ 座長案のとおり   |
| 4 2定・4定の一般質問日の開議時刻の統一<br>(半村委員)      | ・ 議員の発言機会の充実を図るため、第2回及び第4回定例会の一般質問の日数を各2日間から各3日間に増やし、年間一般質問者数を40人から42人に拡大する。また、一般質問の会派別配分に際しては、少数会派に配慮することとする。<br><br>・ 併せて、定例会の一般質問日の開議時刻を午後1時に統一する。<br>(Ⅱ-3再掲) | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり             | ・ 一般質問日数を大幅に増やし、全議員に保障すべきである。   |
| 5 議会審議・委員会審査の充実<br>(上野委員)            |  |           |           |           |                       |   |
| (1) 1人会派を認める。                        | ・ 会派とは、同じ主張を持った2人以上の集団と解されていることから、従来どおり、「会派は2人以上で構成するもの」として取り扱うこととする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり             | ・ 少数会派を認めることは、議会制民主主義の基本であり、認めるべきである。                                       |
| (2) 代表質問はすべての会派が行えるようにする。            | ・ 代表質問のできる会派要件は、昭和54年から4人以上の会派が行っており、本年1月の議会運営委員会が今任期における取扱いも4人以上の会派とすることを決定している。また、全国的にも3人以下の会派で行えるとしている都道府県はほとんどないことから、従来どおりの取扱いとする。                           | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり             | ・ 少数会派の意見表明の機会を保障すべきである。<br><br>・ 日本共産党は、代表質問権がなく、一般質問も年2回と限られており、発言機会が少ない。 |
| (3) 議会運営委員会はすべての会派で構成する。             | ・ 議会運営委員会を構成する会派の要件は、平成4年以降は3人以上の会派としているが、昨年12月の会派代表者会議で今任期も3人以上の会派からとすることを決定しており、全国的にも3人以上としている県が大半であることから、従来どおりの取扱いとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり             | ・ 少数会派の意見を議会運営にも反映させるべきである。   |

| 項目  | 座長案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ   | 民主党       | 公明党       | 日本共産党   |
|---|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|
| (4) 議案質疑は、一般質問と区別して行う。                                      | ・ 会議規則では、質問は質疑と併せて行うことができると規定されており、先例でも質問と質疑を併せて行う例とされていることから、従来どおりの取扱いとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 議案質疑は、本会議の重要テーマであり、一般質問の40人とは別に議案質疑を実施すべきである。 |
| (5) 討論時間の所要時間に制限を設けず、知事提案、請願、意見書を分けて行う。                     | ・ 効率的な議事運営を行うため、発言時間をあらかじめ定めるとともに、知事提出議案、請願と議員等発議案を一括して討論の対象とする例としており、その都度議会運営委員会で決定しているため、従来どおりの取扱いとする。   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 討論時間に制限を設けるべきではない。                            |
| (6) 全国に例のない挙手表決を改め、起立により行う。                                 | ・ 本県では平成9年に会議規則を改正し挙手表決を導入しており、他都道府県での事例はないが、参議院では採用されているとともに、これまで表決上の支障はないので、従来どおりの取扱いとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 起立による採決に不都合があるのか。平成9年の挙手採決導入の理由を聞きたい。         |
| (7) 委員長・副委員長は、委員会において互選とする。                                 | ・ 昭和43年から、委員会条例の規定に基づき、議長が会議に諮って指名しており、これまで特段の支障がないので、従来どおりの取扱いとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 最大会派の考え方が優先される方法と考え、互選とすべきである。                |
| (8) 委員会審査は、議案と所管事項を分けて行う。                                   | ・ 正副委員長会議で「審査は、まず付託議案について行い、次に所管事項について幅広く行うように配慮する」旨が議長から示されているが、付託案件の数や内容に応じて、委員長の判断により、議案と所管事項の審査を一括して行う場合があり、これまで特段の支障がないので、従来どおり、各委員長が判断することとする。 | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 本会議と同様、委員会も議案審査が重要であり、分けて行うべきである。             |
| (9) 議案の配布は、議会招集告示と同時に執行部に求める。                               | ・ 行政実例では、議長への議案の提出は議会の開会中に限られており、執行部では、議員側の便宜を図る等の趣旨から、招集告示日前後に内示会などを開催し、議案概要を事前に説明していることから、従来どおりの取扱いとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 議案の十分な審査のため、招集告示日に行うべきである。                    |
| (10) 陳情書についても請願書と同様に扱い、審議する。審議にあたっては、提出者の趣旨説明のために発言の機会を設ける。 | ・ 地方自治法の規定により、議員の紹介がある場合には請願として、議員の紹介がない場合には陳情等として扱っているが、全国的にも請願と陳情を同様に扱っている県は少なく、また、請願と陳情の取扱いの違いについて、提出者に十分説明しているため、従来どおりの取扱いとする。                   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり | ・ 陳情も同様に扱うべきである。                                |

| 項 目  | 座 長 案  | いばらき自民党   | 自民県政クラブ                                 | 民 主 党   | 公 明 党          | 日本共産党  |
|--|--|-----------|---|---|----------------|--|
| <b>6 議会広報・情報提供の充実<br/>(上野委員)</b>                                 |  |           |   |   |                |  |
| (1) 傍聴席に「親子ルーム」を設置し、子ども連れでの傍聴を可能にする。                             | ・ いわゆる「親子ルーム」は設置しておらず、原則として子ども連れで傍聴はできないが、議事堂1階のPRコーナーや行政棟2階の県政シアターにおいても視聴は可能であることから、従来どおりの取扱いとする。   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり                               | ・ 「親子ルーム」の設置については、傍聴席の大幅な改修が必要となり難しいと思われるが、少なくとも、子育て世代の議会傍聴者に対し、授乳室等の整備を進めるべきである。 | ・ 座長案のとおり      | ・ 気軽に子ども連れの傍聴を認めるべきである。  |
| (2) 委員会傍聴については、傍聴席の拡充・改善を図り、傍聴者に日程や審議項目などの資料を配布する。               | ・ 傍聴席数は、委員会室の面積から考えて最大限確保されており、また、実際に傍聴者が13人を超えることはほとんどないことから、従来どおりとする。<br>また、傍聴者には、当日の審査日程等を記載した「傍聴のしおり」に加え、議案審査項目に関する資料も配布するなど、便宜を図っている。   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり                               | ・ 座長案のとおり   | ・ 傍聴席の拡充に努める。  | ・ 傍聴者が多い場合は、制限を設けず、会議場所を変えて行うべきである。  |
| (3) 予算特別委員会の傍聴席について、傍聴者から音声聞き取りづらいつの音が寄せられている。スピーカーを増設するなど改善を図る。 | ・ 予算特別委員会開催前に、委託業者による放送設備の点検を実施し、聞き取りづらい箇所等がある場合は、機器の調整等により改善に努めているところであり、今後も、放送設備の適切な維持管理に努めることとする。   | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり                               | ・ 座長案のとおり   | ・ 放送設備の充実に努める。 | ・ 傍聴者が十分に聞こえるようにすべきである。  |
| <b>7 その他<br/>(上野委員)</b>  |  |           |   |   |                |  |
| (1) 費用弁償について、定例会又は臨時会の支給は廃止する。                                   | ・ 定例会の招集に係る費用弁償は、議案調査や陳情、請願等幅広い議会活動に対して支給するものである。具体的には、交通費相当額のほか通信費、資料作成費、関係図書購入費、事務費など、職務を行うため要する費用を支給するものであり、地方自治法、条例、他県の状況等を踏まえ、従来どおり支給する。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり                               | ・ 座長案のとおり   | ・ 座長案のとおり      | ・ 議員報酬が高額であること、政務活動費も十分に支払われていることから考えれば、費用弁償は実費とすべきである。<br><br>・ 通信費、資料作成費、関係図書購入費、事務費は、政務活動費を充てれば十分であり、交通費実費を支給すべきとこれまで述べてきたところである。 |
| (2) 常任委員会と執行部との飲食を伴う懇親会は中止する。                                    | ・ 懇親会は公式行事ではなく、会費制により任意に実施されているものであり、実施の可否については各委員会（委員長）において、また、参加については各委員において判断されているので、従来どおり、各委員会、各委員が判断することとする。  | ・ 座長案のとおり | ・ 座長案のとおり<br>(従来どおり有意義な交流であり、実施すべきである。) | ・ 座長案のとおり   | ・ 座長案のとおり      | ・ 見直すべきである。  |
| (3) 海外視察は行わない。   | (議員による海外調査)<br>・ 平成15年6月の茨城県議会議員海外調査事業実施要領に基づく議会海外調査選考委員会において休止することを決定し、海外調査は現在実施しておりません。<br><br>(委員会による海外調査)<br>・ 平成23年12月の議会改革等調査検討会議答申を踏まえ、平成24年1月に茨城県議会常任委員会海外調査実施要項を制定し、特に必要と認められるときは、委員会は国内調査に代えて海外調査を実施することができることとされているので、従来どおり、各委員会が判断することとする。 | ・ 座長案のとおり | ・ 国際化・グローバル時代を迎える中で、早急に海外視察等は実施すべきである。  | ・ 座長案のとおり   | ・ ノーコメント       | ・ 公費における海外視察は行うべきではない。   |